

No. 31 1991. 12. 20

## マニュアルとユーザ・インターフェイスの判例

### —プレインズ・コットンの先例に嫌々従った例—

ENGINEERING DYNAMICS, INC. v. STRUCTURAL SOFTWARE, INC. AND S. RAO GUNTER

ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所は、1991年8月29日、構造分析プログラムのプログラム及びマニュアルに関し、プレインズ・コットン判決に従って、フォーマットには著作物性がないとの判断を示した。

	頁
1. はじめに .....	1
2. 事実関係 .....	2
3. 判断 .....	2
4. 若干のコメント .....	4

#### 1. はじめに

原告(EDI)は、エンジニアが使用する構造分析プログラム及びそのマニュアルに関し、被告(S S I及びそのオーナーのGunter)に対し、著作権侵害、トレード・ドレス侵害及び不正競争を理由に差止と損害賠償を求めた。

判決は、マニュアルの部分的コピーがあったことを認め、S S Iに25万ドルの支払と販売差止(非侵害版をつくるまでの間)を命じた。

## 2. 事実関係

時系列的に事実関係を拾っておく。

- (1) 1975年ころから、原告E D I（ルイジアナ州法人）は、S A C Sという名称の一連のプログラムその他の構造分析プログラムを開発、貸与、改善してきた。このプログラムはメインフレーム用で、利用するエンジニアはデータサービスセンターを通じてアクセスするものであった。
- (2) 1970年代の後半、訴外シナコム社は、E D IがSTRANプログラムのマニュアルとインプット・フォーマットの著作権を侵害したとして訴を提起した。1978年の判決（いわゆるシナコム判決）は、インプット・フォーマットはアイデアにすぎないから著作物性がないとしたが、マニュアルの著作物性は認め（E D Iによる）侵害も認めた。同事件ではE D IのS A C S IIマニュアルが侵害物とされたが、判決後E D IはS A C S IIIマニュアルを作り、シナコム社との間で、これは侵害にならないとの合意をした。
- (3) 1986年ころから、被告S S I（テキサス州法人）は、エンジニアがパソコンで使用できる構造分析プログラム StruCADを開発・販売した。その開発にあたって、被告らはS A P I Vプログラムを購入し、これから新しいプログラムを開発するために、E D IのS A C S IIIユーザーズ・ガイド、JOINT CAN DESIGN II及びSEASTATEのユーザーズ・マニュアルを使った。
- (4) 1987年、原告E D Iもパソコン版を売り出した。
- (5) 1989年、S A C S IIIのユーザーズ・ガイド等の著作権登録をしたうえ、本訴を起した。（なお、同年被告らは、原告E D Iの商号登録を自らの目的のために試みた。また、StruCAD 開発にあたってS A C Sの経験者の援助を得た、という事実も認定されている。）

## 3. 判断

以下裁判所の判断を、著作権侵害の点に限って摘記する。

### (1) 著作物性

オリジナリティーは、作品の独自制作からなる、すなわち、「作品は実際上コピー行為からなるものであってはならない」というもので、パテント上の新規性とは異なる。さらに、「著作権法において、オリジナリティーはほとんどコピー行為の禁止以上のものを意味しない。S A C S IIIは、シナコム社が認めたように、STRANとは異なるので、オリジナルな作品である。

(2) 「S A C S IIIの著作権の有効な保有は立証されたので、我々は法律上の問題としてS A C S IIIマニュアルが著作権で保護される範囲を決定しなければならない。原告は、ヒギンボザム判事が〔シナコム判決で〕インプット・フォーマットは表現ではなくアイデアであるから著作物性がないと判断してからの10年間に、ユーザ・インタフェース

(インプット及びアウトプット・レポート)はアイデアから表現へと進化したので著作物性があると認めよ、他の管轄の法にならえと促している。ロータス対パーパバック判決を見よ。ロータス判決の理由づけは説得力があるかも知れないが(殊に、シナコム判決の出された1979年以後、コンピュータ産業が異常なまでに拡大したことを考慮すると)、当裁判所は第5巡回区の法に従うことを義務づけられている。この巡回区の法ではフォーマットには著作物性がない。プレインズ・コットン対グッドパスチャー判決。

プレインズ・コットン判決は地裁が予備的差止命令を否定したことにつき審査をしたものであるから、Distinguishableなものではない。同巡回区裁判所〔高裁〕は予備的差止命令に関し抗告人に適用される「裁量権の濫用」基準によって事件を審査したが、明確にウェーラン対ジャスロー判決を拒絶もした。本件でも同様に、両プログラムはユーザーに本質的に同一の標準化された情報を提供するものである。さらに、同巡回区裁判所は、ヒギンボザム判事による〔自動車の〕ギア・パターンの仮説的な発達とのアナロジーを「強力である」と記している。かかる脈絡において、地裁は本巡回区の拘束力ある先例と考えるものに従うことが義務づけられている。1970年代のインプットの「形式(forms)」が、1990年代のそれと比べて、おそらくお互いの間で顕著性に乏しいということ認めたい気はあるのだが。

かくて、侵害されたと主張されるものの範囲は、マニュアル中の本文、絵、ダイアグラム、説明サンプル及びフローチャートを含むが、当巡回区の法はインプット・アウトプットレポートという形のユーザ・インタフェイスは著作物性なしとしているので、インプット・アウトプット・フォーマットを含まない。」

### (3) 侵害について

アクセスは被告も認めている。

本件において、アイデアは構造分析プログラムのための指示であり、表現はマニュアル中の本文、絵、ダイアグラム、チャート、フローチャートの中にある。被告らは、SACSⅢマニュアルの実質的部分をコピーしたことを認めており、EDIはさらにコピー行為を立証した。さらに、「コピー行為の最も重要な証拠は、エラーのコピーである。」被告らはSACSⅢマニュアルからStruCADにエラーを複製している。

(4) 被告らがEDIのマニュアルの一小部分をコピーしたとしてもやはり責任はあるが、損害額の決定にあたってはコピーの程度は関連性をもつ。被告らのコピー行為は実質的なものであったが、パソコン版を作ったのは顕著な革新であり、損害額は減ぜられる。

(5) 本件ではユーザがエンジニアという専門家であって、原被告製品間の混同の証明は

ないとして、トレード・ドレス及び不正競争の責任はないとした。

(6) 25万ドルの現実損害ありと認める。

被告は、StruCAD のユーザーズ・マニュアルを配付することを差止められ、E D I は、新しい、StruCADマニュアルが侵害とならないものにするため被告らと協力するよう指示する。パソコン版を作ったことに免じて、侵害物の廃棄は命じない。法人格を否認してGunterの個人責任を認めることもしない。

#### 4. 若干のコメント

インプット・アウトプット・フォーマットにつき本件の裁判官は、ウェーラン、ロータスのラインの判決の方が、プレインズ・コットン、シナコムラインの判決よりも適切であると考えながら、第5巡回区の先例に従う判決を下したものである。(先例の拘束関係については、カージャラ・楯山「〔日本-アメリカ〕コンピュータ・著作権法」256頁以下参照)。

マニュアルの侵害については、自白があったこともあり簡単に認定された。

損害額の算定等において被告側のパソコン版開発の意義を考慮にいれている点が、技術の漸進的發展ということへの(この限りでの)理解を示すものといえよう。